

公益社団法人米沢有為会
我妻榮記念館管理運営規則

第1条 公益社団法人米沢有為会が、文化勲章受章者、米沢市名誉市民である民法学者我妻榮の生家を保存し、関係資料等を展示し、広く一般に公開するために設置した記念館の管理運営についてはこの規則の定めるところによる。

第2条 記念館の名称及び所在地は次のとおりとする。

- (1) 名称 我妻榮記念館
- (2) 所在地 山形県米沢市中央3丁目4番38号

第3条 我妻榮記念館（以下「記念館」という）は第1条の設置の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 記念館の整備保存に関すること。
- (2) 資料等の展示公開に関すること。
- (3) 資料等の整理保存に関すること。
- (4) 学校、研究所、図書館、司法機関等と連携協力すること。
- (5) 広報その他目的達成に必要なこと。

第4条 記念館に名誉館長、館長その他の職員を置く。

2 名誉館長及び館長は会長が委嘱し、その他の職員は館長が委嘱する。

第5条 記念館に運営委員会を置く。

- 2 委員の数は5名～8名とする。
- 3 委員の任期は2年とする。ただし再任を妨げない。
- 4 補欠の委員の任期は前任者の残余期間とする。

第6条 記念館の運営経費は会費、寄付金、補助金、助成金、その他の収入をもって充てる。

2 会計年度は4月1日から翌年3月31日までとする。

第7条 この規則の施行に必要な事項は館長が別に定める。

附 則

- 1 我妻榮記念館の開館は平成4年6月19日とする。
- 2 この規則は平成18年5月12日から施行する。

改正附則（平成24年1月12日理事会決定）

- 1 改正後の規則は、公益社団法人米沢有為会の設立登記のあった日（平成25年7月1日）から施行する。